

# 社会福祉施設の運営に必要な資金をお貸しします！

－令和7年度－

## 大分県民間社会福祉事業 振興資金のご案内



大分県社会福祉協議会では、社会福祉法人に対して社会福祉施設を経営するために必要な資金をお貸ししています。

資金名、貸付限度額及び貸付期間は次のとおりです。

資金名	貸付限度額	貸付期間・条件など
民間社会福祉施設 整備費つなぎ資金	20,000 千円	補助金・借入金等が交付されるまでの間。 ただし、令和8年3月30日を超えることはできません。
民間社会福祉施設 小規模整備資金	3,000 千円	10か月間。 ただし、令和8年3月30日を超えることはできません。
民間社会福祉施設 短期運営資金	6,000 千円	10か月間。 ただし、令和8年3月30日を超えることはできません。

利率は、年 1.4% です。

- お申し込みについては、裏面の希望届に記入のうえ、下記連絡先まで送付してください。（その後、手続き並びに所定の提出書類についてご連絡させていただきます）
- お貸しする際には書面による簡単な審査があります。お申し込みからお貸しするまでに1か月程度かかることがあります。
- ご不明な点については、下記連絡先までお気軽にご連絡ください。

連絡先	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 施設団体支援部 〒870-0907 大分市大津町2-1-41 TEL 097-558-0319 / FAX 097-558-6001
-----	---